

青森県報

第六百五十号

令和五年
八月十八日
(金曜日)

目 次

○ 特定行為業務の登録……………	(高 齢 福 祉 保 険 課)	一
○ 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………	(水 産 振 興 課)	二
○ 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………	(会 計 管 理 課)	二
公 告		
○ 建設業者の許可の取消し……………	(三 八 地 域 民 局)	二
○ 右……………	(同)	三
○ 右……………	(同)	三
○ 右……………	(西 北 地 域 民 局)	三
○ 右……………	(同)	三
○ 右……………	(上 北 地 域 民 局)	四
○ 右……………	(同)	四
○ 右……………	(同)	四
○ 右……………	(同)	四
○ 公安委員会……………	(同)	五
○ 警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施……………	(生 活 保 安 課)	五
○ 警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施……………	(同)	六

告 示

青森県告示第五百四号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十七条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和五年八月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二〇二 三三六	令和 五・八・八	社会福祉士 法人弘前 豊徳会	弘前市大 字一〇一 字大	特別養護 老人ホーム 弘前	弘前市大 字一〇一 字大	令和 五・八・八	地域密着 介護施設 入所者 生活介護
〇二〇二 三三七	〃	社会福祉士 法人弘前 豊徳会	弘前市大 字一〇一 字大	特養併設 短期介護 生活介護 ウスタ 弘前	弘前市大 字一〇一 字大	〃	短期介護 生活介護 所
〇二〇二 三三六	〃	社会福祉士 法人弘前 豊徳会	弘前市大 字一〇一 字大	看護小規 模多機能 居宅介護 型サービス イハト ウスタ	弘前市大 字一〇一 字大	〃	看護小規 模多機能 居宅介護 型サービス
〇二〇二 三三九	〃	社会福祉士 法人弘前 豊徳会	弘前市大 字一〇一 字大	ホームサ ンピュー タイルサ ン 弘前	弘前市大 字一〇一 字大	〃	訪問介護

青森県告示第五百五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和五年八月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡東通村大字尻屋字水神八六の二 坂下 昭憲	尻屋区域 尻屋漁業協同 組合の地区	総トン数二十ト ン未満の漁船に より行う漁業及 びさけ・ます定 置漁業と小型定 置漁業を併せ営 む漁業
下北郡東通村大字岩屋字往来一 相馬 善意	岩屋区域 岩屋漁業協同 組合の地区	小型定置漁業
下北郡東通村大字岩屋字往来一 大槻 房雄	岩屋区域 岩屋漁業協同 組合の地区	小型定置漁業

青森県告示第五百六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、令和五年八月十九日から施行する。

令和五年八月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

第二号の表中

津軽みらい農業協同組合黒石支店 黒石市一番町

を

津軽みらい農業協同組合黒石支店 黒石市相野

に改め、

津軽みらい農業協同組合浅瀬石支店 黒石市大字浅瀬石
津軽みらい農業協同組合六郷支店 黒石市大字赤坂
津軽みらい農業協同組合山形支店 黒石市大字牡丹平

及び

津軽みらい農業協同組合沿川支店 北津軽郡板柳町大字夕顔関

を削る。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年八月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 東北ウォール株式会社
- 二 代表者の氏名 加藤武美
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市卸センター二丁目六の一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第一六六九八号
- 五 取消年月日 令和五年七月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 建築工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可取消しの原因となった事実

令和五年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年八月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 環境技術株式会社
- 二 代表者の氏名 倉成論
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市八太郎六丁目一二の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第三〇〇四八四号
- 五 取消年月日 令和五年八月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 管工事業及び塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和五年六月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年八月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 令和興業合同会社

- 二 代表者の氏名 江刺家八重子
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字坂牛字鶉窪二六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第三〇〇八〇二号
- 五 取消年月日 令和五年八月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和五年六月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年八月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社外崎配管工業所
- 二 代表者の氏名 外崎伸枝
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字鶴田字生松一一四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第一五六三五号
- 五 取消年月日 令和五年七月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和五年五月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年八月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 十和田水道設備株式会社

二 代表者の氏名 佐藤広幸

三 主たる営業所の所在地 十和田市西三番町二一の七

四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第三七四五号

五 取消年月日 令和五年七月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、管工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に係る

一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年六月二日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年八月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 二北運送株式会社

二 代表者の氏名 沼田かおる

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字柳沢五九の二四

四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第一一二七〇号

五 取消年月日 令和五年七月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年四月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年八月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社内山鉄骨工業

二 代表者の氏名 内山優

三 主たる営業所の所在地 十和田市東二十一番町七の二九

四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第一五一二二号

五 取消年月日 令和五年七月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

る。

令和五年八月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 織笠工務店
- 二 氏名 織笠和廣
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市大字三沢字下久保四一の二三六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―三〇)第一六五三四号
- 五 取消年月日 令和五年七月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和五年六月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年八月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社柏崎左官工業
- 二 代表者の氏名 柏崎政雄
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町新田一八の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―三〇)第五〇〇四〇〇号
- 五 取消年月日 令和五年七月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和五年六月十六日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第百七号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)第二条の規定により公示する。

令和五年八月十八日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

- 一 講習の区分
法第二条第一項第一号に規定する警備業務に係る新規取得講習
- 二 実施期間及び実施時間
令和五年九月二十五日(月)から同年十月三日(火)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時十五分から午後五時十分まで
- 三 実施場所
青森市中央三丁目二〇の三〇 県民福祉プラザ
- 四 受講定員
二十人(予定)
- 五 受講対象者
受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。
 - 1 最近五年間に受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
 - 2 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に

係るものに限る。)に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)第一条第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

六 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

令和五年八月二十八日(月)から同年九月一日(金)までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後四時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所を受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。)一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料四万七千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前九時から午前九時十分までの間

八 その他

1 講習受講後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全課生活保安課
電話〇一七―七二三―四二二一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第百八号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(法第二十二条第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。))第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。))の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外

の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施するので、講習規則第二条の規定により公示する。

令和五年八月十八日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

一 講習の区分

法第二条第一項第一号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

令和五年九月二十八日(木)から同年十月三日(火)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時十五分から午後五時十分まで

三 実施場所

青森市中央三丁目二〇の三〇 県民福祉プラザ

四 受講定員

五人(予定)

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)第一条第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した

者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

令和五年八月二十九日(火)から同年九月一日(金)までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後四時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。)一通及び既に交付を受けている警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し

- (五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し及び警備業務従事証明書
- 5 受講手数料
受講手数料二万三千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。
- 七 講習受付時間
講習初日の午前九時から午前九時十分までの間
- 八 その他
- 1 講習受講後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- 2 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 九 受講申込みに関する問合せ先
- 1 青森県警察本部生活安全部生活保安課
電話〇一七―七二三―四二二一
- 2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭